

認定制度をご存知ですか？ マンション管理計画認定制度

管理計画が一定の基準を満たす場合に、名古屋市から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

メリット1

(独)住宅金融支援機構の【フラット35】や
マンション共用部分リフォーム融資の金利の引下げ、
マンションすまい・債の利率の上乗せ



メリット2

一定の要件を満たし、
大規模修繕工事を行った場合、
固定資産税を減額



認定基準

ご自身のマンションで確認してみてください。

管理組合 の運営	☐ 管理者等が定められている
	☐ 監事が選任されている
	☐ 集会が年1回以上開催されている
管理規約	☐ 管理規約が作成されている
	☐ 災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められている
	☐ 管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(電磁的提供も可)について定められている
管理組合 の経理	☐ 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている
	☐ 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
	☐ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である
長期修繕 計画の 作成及び 見直し等	☐ 「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されている
	☐ 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われている
	☐ 計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれる設定である
	☐ 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
	☐ 計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
その他	☐ 計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている
	☐ 組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上は内容の確認を行っている
名古屋市 独自基準	☐ 災害発生時における居住者の安否確認の方法について定めがある
	☐ 防災等の取組を行うため、周辺の町内会等との連絡窓口となる者が定められている

手続き

申請にあたっては管理組合の総会での決議が必要です。

ステップ1

マンション管理士による事前確認を受けて、
(公財)マンション管理センター「管理計画認定
手続支援サービス」を利用し、システムにて申請



ステップ2

「名古屋市マンション管理適正化
指針に関する管理計画確認書」を
電子メールにて提出



※(公財)マンション管理センターの閲覧サイトにおいて、希望に応じて認定マンションは公表されます。

マンション管理計画認定制度に関する相談窓口

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル
(一社)日本マンション管理士会連合会

TEL:03-5801-0858

受付時間 午前10時から午後5時まで

定休日 日曜日、祝日、年末年始



分譲マンションの適正な 管理と将来について考えよう!

住みやすいマンションを維持するためには居住者のみなさまが協力して、適正な管理を続け、
将来の大規模修繕などを早めに考えることが大切です。
名古屋市ではマンションの管理や再生に関する様々な支援を行っています。

お気軽に
ご相談ください!



分譲マンション管理支援窓口

無料

分譲マンションの管理に関する制度や相談先をご案内するワンストップ窓口です。
マンション管理状況届出制度や各種支援制度についてお気軽にご相談ください。

マンション管理状況届出書の受付

専門家派遣の受付

修繕工事に関する発注支援の受付

各種支援制度の案内

TEL:052-523-3889 FAX:052-523-3761

住所

〒451-0061 名古屋市西区浄心一丁目1番6号 名古屋市住宅供給公社 事業部 事業課

受付時間

午前9時から午後5時まで

定休日

土・日曜日、祝日、年末年始

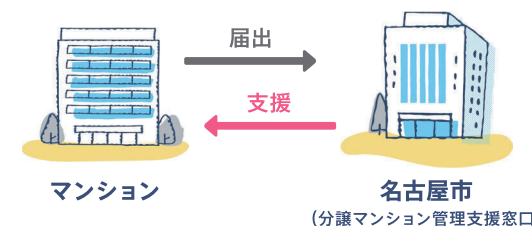


届出はお済みですか？ マンション管理状況届出制度

名古屋市内の6戸以上のマンションの理事長(管理組合法人の場合は理事、別で管理者がいる場合は管理者、管理組合がない場合は区分所有者)は管理状況の届出が必要です。届出をすることでマンションの管理や再生に関する支援制度を利用できるとともに、セミナーの開催案内などの情報提供を受けられます。

理事長が交代した場合や届出内容に変更があった場合は届出が必要です。

マンション管理状況届出制度の詳細はこちら ▶



届出すると
いろいろな支援を
利用できるんだ!

マンションの管理や再生に関する支援制度の一覧



名古屋市公式ウェブサイトにてマンションの管理や再生に関する支援制度をご案内しています。
記載の支援制度の他、定期的にセミナーや相談会などを開催しています。
詳しい内容は各ウェブサイトをご参照ください。



気軽に専門家に 相談したい

特別相談 分譲マンション管理相談

マンション管理士が管理組合の運営、管理規約や長期修繕計画の見直しなどの相談に応じます。

管理 修繕 再生 無料

開催日 原則毎週火曜日・第1日曜日(午後)
問合せ先 住まいの窓口
受付時間: 午前10時から午後7時まで
定休日: 毎週木曜日、第2・4水曜日
年末年始
電話番号: 052-961-4555



専門家に現地で話を 聞きたい

専門家派遣

マンション管理士が現地を訪問し、理事会などで助言や情報提供を行います。

管理 修繕 再生 要届出 無料

条件等 通算6回まで
問合せ先 分譲マンション管理支援窓口
(名古屋市住宅供給公社 事業部 事業課)
電話番号: 052-523-3889



補助金や融資などの支援を 活用したい

修繕工事の融資に対する利子補給

(独)住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、融資額を対象として利子補給を行います。

修繕 要届出

条件等
●築15年以上
●工事費の見積額>積立金の残高
●長期修繕計画が適切であり、積立金が著しく低額でない
問合せ先 名古屋市住宅企画課
電話番号: 052-972-2960



再生検討支援

建替え、改修、敷地売却などに向けた基礎的な調査や手法検討などの経費の一部を補助します。

再生 要届出

条件等
●年1回まで ●通算5回まで ●築30年以上
●住宅の用途が専有面積の1/2以上
補助額 問合せ先
下記のいずれかのうち低い金額 名古屋市住宅企画課
①費用の1/2 ②30万円 電話番号: 052-972-2960

特別相談 ライフサイクルシミュレーション相談

(独)住宅金融支援機構の職員が建物規模、築年数などに応じた「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」の試算等を行います。

修繕 無料

開催日 原則最終火曜日(午前)
問合せ先 住まいの窓口
受付時間: 午前10時から午後7時まで
定休日: 毎週木曜日、第2・4水曜日、年末年始
電話番号: 052-961-4555

長期修繕計画作成支援

マンション管理士が現地を訪問し、長期修繕計画の作成を支援し、理事会などで長期修繕計画の内容を説明します。

修繕 要届出

条件等
●長期修繕計画がない
●竣工図等設計図書がある
●(公財)マンション管理センターの長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービスに係る費用は管理組合が負担する
問合せ先 名古屋市住宅企画課
電話番号: 052-972-2960

修繕工事に関する発注支援

修繕工事のノウハウのある名古屋市住宅供給公社の職員が業者の選定方法、業者のリストアップなどの相談に応じます。

修繕 要届出 無料

開催日 原則毎週火曜日(午後)
条件等 月2回まで
問合せ先 分譲マンション管理支援窓口
(名古屋市住宅供給公社 事業部 事業課)
電話番号: 052-523-3889



再生アドバイザー派遣

建替え、改修、敷地売却などの実務経験者である再生アドバイザーが現地を訪問し、理事会などで助言や情報提供を行います。

再生 要届出 無料

条件等
●築30年以上 ●年3回まで
●通算6回まで
問合せ先 名古屋市住宅企画課
電話番号: 052-972-2960



耐震化支援 耐震化支援課各種制度



耐震対策助成

耐震化に係る費用を補助します。

条件等
●昭和56年(1981年)5月以前着工
●3階以上、耐火・準耐火建築物
●延べ面積1,000㎡以上
●住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満

問合せ先
名古屋市耐震化支援課
電話番号: 052-972-2773
※耐震診断が義務付けられた建築物には、別の耐震化助成制度が利用できます。

耐震診断

補助額 下記のいずれかのうち低い金額
①費用の2/3 ②5万円×住戸数
③延べ面積による診断費用の2/3

耐震改修設計

補助額 下記のいずれかのうち低い金額
①費用の2/3 ②400万円

耐震改修工事

補助額 右記のいずれかのうち低い金額
①費用の1/3 ②50万円×住戸数
③延べ面積×50,200[円/㎡]×1/3
Is値0.3未満は延べ面積×55,200[円/㎡]×1/3

耐震相談員派遣

建築士が現地を訪問し、建物の耐震対策について助言を行います。

無料

条件等
名古屋市内に建築物を所有している方、または賃借している方

問合せ先
名古屋市耐震化支援課
電話番号: 052-972-2787



金融支援 (独)住宅金融支援機構(JHF)各種制度



マンション共用部分リフォーム融資

大規模修繕や耐震改修工事等にご利用いただけるマンション管理組合向けのローンです。

問合せ先 JHF東海支店
まちづくり業務グループ
電話番号: 052-971-6903

マンションすまい・る債

大規模修繕に向けた修繕金の計画的な積立てをサポートするマンション管理組合のための利付10年債券です。

問合せ先 JHFお客さまコールセンター
住宅債券専用ダイヤル
電話番号: 0120-0860-23

まちづくり融資(短期事業資金)

経年劣化等により建替えが必要となった場合にご利用いただけるマンション建替組合等向けのローンです。

問合せ先 JHFマンション・まちづくり支援部
マンション・まちづくり融資グループ
電話番号: 03-5800-8104